

## 保険仲立人テキスト2〔リスクマネジメント〕2026年版

### 訂正表

掲記テキストに誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。お手数ですが、該当箇所を下記に差し替えてご使用ください。

●P. 70 【確率分布表A】 【確率分布表B】 各囲み内二つ目の計算式

誤	偏差値
正	<u>標準偏差</u>

●P. 84 ③支払備金

誤	$\text{当期実支払保険金} = \text{当期支払保険金} - \text{当期責任準備金戻入額} + \text{当期責任準備金繰入額}$
正	$\text{当期実支払保険金} = \text{当期支払保険金} - \text{当期支払備金戻入額} + \text{当期支払備金繰入額}$

●P. 88 【設例1】 損害データ

誤	損害データ		
	延損害発生台数 (1年当たり)	総支払保険金 (1年当たり)	平均損害額
	80台 (16台)	1,600万円 (320万円)	15万円
正	損害データ		
	延損害発生台数 (1年当たり)	総支払保険金 (1年当たり)	平均損害額
	80台 (16台)	<u>1,200万円</u> <u>(240万円)</u>	15万円

●P. 88 【設例2】 囲み下計算式の最終行

誤	$収容品 = 10円 / (1 - 0.4) = 16.7円$ (対千円)
正	$収容品 = 10円 / (1 - 0.4) = \underline{16.67円}$ (対千円)

(裏面へ続く)

●P. 145 ②債務不履行責任 1～2行目

誤	債務者が、その債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
正	債務者が、その債務の本旨に従った履行をしないとき、 <u>または債務の履行が不能であるときは</u> 、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

●P. 154 6. 債務不履行責任 2～3行目

誤	債務不履行とは、債務者が正当の理由がなく債務の本旨に従った履行をしないことをいい、この場合は債務者に損害賠償責任が生じる（民法415条）。
正	債務不履行とは、 <u>債務者が債務の本旨に従った履行をしないこと、または債務の履行が不能であることをいい</u> 、この場合は債務者に損害賠償責任が生じる（民法415条）。

●P. 154 (2) 履行不能

誤	履行不能とは、債務の履行ができないことをいう。履行不能には、契約成立時に可能であってその後不能になる場合（後発的不能）と、契約成立時から不可能な場合（原始的不能）とがあり、原始的不能の場合は、契約は無効となる。債務者の帰責事由により履行が不能になった場合は、履行遅滞と同様、債権者は履行不能による損害賠償請求ができ、また、直ちに契約の解除ができる（民法542条）。
正	履行不能とは、債務の履行ができないことをいう。 <u>債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能である場合、債権者は、その債務の履行を請求することができない（民法412条の2 1項）</u> 。なお、 <u>契約に基づく債務の履行が契約成立時に不能であっても、債権者は、債務者の債務不履行に基づく損害賠償を請求することができる（民法412条の2 2項）</u> 。